第６号様式別表８記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［(1)～(3)　略］

［２・３　略］

４　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

(1)　租税特別措置法第66条の11の５第２項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構

(2)・(3)　［略］

(4)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３又は令和２年旧法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。）

(5)　［略］

［７・８　略］

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表９の２記載要領

［１～４　略］

５　租税特別措置法施行規則第22条の12の２第２項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

第６号様式別表８記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［(1)～(3)　同左］

［２・３　同左］

４　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書又は第６号様式（その２）に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

［新設］

(1)・(2)　［同左］

(3)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３又は令和２年旧法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。）

(4)　［同左］

［７・８　同左］

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表９の２記載要領

［１～４　同左］

［新設］